

## 社会福祉法人長野市社会福祉協議会役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長野市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等支給の基準について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、別表のとおり報酬等を支給する。

2 役員等が職務のため出張したときは、本会旅費支給規程に基づき旅費を支給するものとし、報酬等（第4条第1項第3号の報酬に限る。）は支給しない。

3 常勤役員の通勤手当については、本会職員の給与規程第27条の規定に準じて支給する。

### (本会職員給与との併給の禁止)

第3条 本会の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

### (報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号の区分による。

(1) 月額報酬及び役員手当については、本会職員の給与規程第16条に準じて支給する。

(2) 賞与については、毎年6月及び12月とし、月額報酬の支給に合わせて支給する。

(3) 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

### (報酬等の日割り計算)

第5条 月額報酬を支給する役員が新たに就任したときは、その日から報酬及び役員手当を支給する。

2 前項の役員等が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬及び役員手当を支給する。

3 前2項の場合の報酬額及び役員手当の額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、それぞれ日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、第1項の役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬及び役員手当を支給する。

### (端数の処理)

第6条 前条の規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てる。

### (公表)

第7条 本会は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

役職名	区 分	報酬等の額
会長	月 額	100,000円
	6月賞与	報酬月額×0.5月分
	12月賞与	報酬月額×1月分
常務理事	月 額	205,000円
	役員手当（月額）	25,000円
	6月賞与	報酬月額×1月分
	12月賞与	報酬月額×1月分
評議員	1回につき	5,000円
理事	1回につき	5,000円
監事	1回につき	5,000円

評議員、理事及び監事について、勤務が4時間を超える場合は2回分を支給する。